



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 民有保安林の指定の解除・2件（森林管理課） 1
- 森林病虫害等防除法に基づく命令の内容の公表（森林管理課） 2
- 漁船損害等補償法施行令に基づく付保義務の同意を求めるための事前届出（水産課） 2
- 道路の区域の変更（道路管理課） 2
- 基本測量の実施の通知（道路管理課） 3
- 沖縄県証紙売りさばき人の指定（会計課） 3

公 告

- 建設業者の許可の取消し（技術・建設業課） 3
- 開発行為に関する工事の完了・4件（建築指導課） 6
- 開発行為に関する工事の完了・7件（中部土木事務所） 7

病院事業局事項

- 特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告 9
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告 10
- 特定調達契約に係る落札者の決定（県立南部医療センター・こども医療センター） 12

告 示

沖縄県告示第38号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。
令和4年2月15日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 解除に係る保安林の所在場所 南城市玉城字玉城二番堂原80番2（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 潮害の防備
- 3 解除の理由 用排水路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県南部林業事務所において縦覧に供する。）

沖縄県告示第39号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。
令和4年2月15日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 解除に係る保安林の所在場所 国頭郡国頭村字辺土名帆屋原2142番1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 潮害の防備
- 3 解除の理由 トイレ及びシャワー施設用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県北部農林水産振興センター森林整備保全課において縦覧に供する。）

沖縄県告示第40号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定により薬剤による防除を命ずるので、同条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、次の事項を公表する。

令和4年2月15日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 区域及び期間

- (1) 区域 今帰仁村、本部町、名護市及び恩納村の区域内に存する松林の区域のうち次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県北部農林水産振興センター森林整備保全課において縦覧に供する。）
- (2) 期間 令和4年4月1日から同年6月30日まで

2 森林病虫害等の種類 松くい虫

- 3 行うべき措置の内容 松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、薬剤による防除を実施すること。

4 命令をしようとする理由 松くい虫の被害のまん延防止のため**5 その他必要な事項**

- (1) 3に規定する措置を行う樹木及びその措置の内容については、森林害虫防除員の指示に従うこと。
- (2) 3に規定する措置を行った者又はその代理人は、当該措置を実施した後、速やかに当該措置を実施した樹木が所在する地域を管轄する沖縄県北部農林水産振興センター所長を経由して知事にその旨を届け出ること。ただし、(3)により申請書を提出する場合は、この限りでないこと。
- (3) 3に規定する措置の実施に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った日から15日以内に当該措置を実施した樹木が所在する地域を管轄する沖縄県北部農林水産振興センター所長を経由して知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は、当該申請者が3に規定する措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付するものとする。
- (4) 知事は、3に規定する樹木を所有し、又は管理する者が1(2)に定める期間内に3に規定する措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがあること。
- (5) 知事は、(4)による措置を行った場合において、当該措置の費用の額が、3に規定する措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがあること。

沖縄県告示第41号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）に基づく普通損害保険に付すべき義務の同意を求めるための事前届出があった。

なお、当該届出に係る指定漁船調書を令和4年2月15日から同年3月1日まで読谷村漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

令和4年2月15日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 発起人の住所及び氏名 読谷村字比謝370番地2 比嘉淳二、読谷村字長浜1510番地1 マンションシュエット303 渡嘉敷亘
- 2 加入区 読谷加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条（義務付保漁船についての保険料の集収及び払込等）第1項の申出をする漁業協同組合の名称 読谷村漁業協同組合

沖縄県告示第42号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県中部土木事務所において、令和4年2月15日から同月28日まで一般の縦覧に供する。

令和4年2月15日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 6号線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
旧	読谷村字瀬名波川平原810番1地内	19.5m ~ 22.7m	26.9m
新	読谷村字瀬名波川平原810番1地内	18.4m ~ 20.5m	26.9m

沖縄県告示第43号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

令和4年2月15日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 基本測量を実施する地域 沖縄県全域
- 2 基本測量を実施する期間 令和4年1月1日から同年3月31日まで
- 3 作業種類 基本測量（時空間変位確定測量）

沖縄県告示第44号

沖縄県証紙条例（昭和47年沖縄県条例第94号）第5条第1項の規定により、沖縄県証紙売りさばき人を次のとおり指定した。

令和4年2月15日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

名称	所在地	売りさばき所の所在地	指定年月日
株式会社ファーマーズ・フォレスト沖縄支店	うるま市字田場1304番地1 1F	うるま市みどり町一丁目1番1号（うるま市役所庁舎内）	令和4年1月28日

公 告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、建設業者の許可を次のとおり取り消した。

令和4年2月15日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 (1) 処分をした年月日 令和3年7月30日
- (2) 商号名 株式会社てるや基工
- (3) 代表者名 川満成勝
- (4) 所在地 北谷町美浜一丁目1番地7美浜リースビル2-B
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-29）第13254号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち解体工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 令和3年6月24日付けで、建設業法第12条に基づき解体工事業を廃止した旨の届出があった。

- 2(1) 処分をした年月日 令和3年7月30日
(2) 商号名 有限会社星城建設
(3) 代表者名 恵俊明
(4) 所在地 中城村字当間3番地2アラカキアパート1階2号室
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-30)第1537号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち解体工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 令和3年6月25日付けで、建設業法第12条に基づき解体工事業を廃止した旨の届出があった。
- 3(1) 処分をした年月日 令和3年7月30日
(2) 商号名 有限会社中頭工業
(3) 代表者名 具志堅勝
(4) 所在地 沖縄市知花四丁目42番8号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-2)第4491号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち解体工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 令和3年6月25日付けで、建設業法第12条に基づき解体工事業を廃止した旨の届出があった。
- 4(1) 処分をした年月日 令和3年7月30日
(2) 商号名 佐久本工業株式会社
(3) 代表者名 佐久本克男
(4) 所在地 うるま市安慶名二丁目19番1号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-28)第13038号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち解体工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 令和3年6月25日付けで、建設業法第12条に基づき解体工事業を廃止した旨の届出があった。
- 5(1) 処分をした年月日 令和3年7月30日
(2) 商号名 徳進設備工業株式会社
(3) 代表者名 徳里恒雄
(4) 所在地 北谷町字吉原1201番地の2
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-28)第2164号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち解体工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 令和3年6月28日付けで、建設業法第12条に基づき解体工事業を廃止した旨の届出があった。
- 6(1) 処分をした年月日 令和3年7月30日
(2) 商号名 有限会社比嘉門タイル店
(3) 代表者名 比嘉門英樹
(4) 所在地 宜野湾市伊佐三丁目21番2号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-30)第4058号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち解体工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 令和3年6月28日付けで、建設業法第12条に基づき解体工事業を廃止した旨の届出があった。
- 7(1) 処分をした年月日 令和3年7月30日
(2) 商号名 南石開発株式会社
(3) 代表者名 古堅寿香
(4) 所在地 西原町字小那覇1498番地
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-29)第6857号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち解体工事業に関する特定建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 令和3年6月28日付けで、建設業法第12条に基づき解体工事業を廃止した旨の届出があった。
- 8(1) 処分をした年月日 令和3年7月30日
(2) 商号名 東海電設株式会社

- (3) 代表者名 城間圭
(4) 所在地 沖縄市古謝二丁目21番34号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-28)第8120号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち解体工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 令和3年6月28日付けで、建設業法第12条に基づき解体工事業を廃止した旨の届出があった。
- 9(1) 処分をした年月日 令和3年7月30日
(2) 商号名 株式会社球建設
(3) 代表者名 渡久地保雄
(4) 所在地 宜野湾市真栄原一丁目21番1号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-29)第12120号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち解体工事業に関する特定建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 令和3年6月28日付けで、建設業法第12条に基づき解体工事業を廃止した旨の届出があった。
- 10(1) 処分をした年月日 令和3年7月30日
(2) 商号名 有限会社浦西造園
(3) 代表者名 我如古盛和
(4) 所在地 浦添市字沢岬1254番地
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-1)第4659号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち解体工事業に関する特定建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 令和3年6月29日付けで、建設業法第12条に基づき解体工事業を廃止した旨の届出があった。
- 11(1) 処分をした年月日 令和3年7月30日
(2) 商号名 久光工業
(3) 代表者名 仲田久光
(4) 所在地 宜野湾市真栄原二丁目27番1号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-29)第12054号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち解体工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 令和3年6月29日付けで、建設業法第12条に基づき解体工事業を廃止した旨の届出があった。
- 12(1) 処分をした年月日 令和3年7月30日
(2) 商号名 株式会社琉慎建設
(3) 代表者名 儀部慎弥
(4) 所在地 名護市字宮里925番地3
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-2)第13099号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち解体工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 令和3年6月30日付けで、建設業法第12条に基づき解体工事業を廃止した旨の届出があった。
- 13(1) 処分をした年月日 令和3年7月30日
(2) 商号名 有限会社成武
(3) 代表者名 知花武弘
(4) 所在地 名護市大南二丁目2番3号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-29)第11256号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち解体工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 令和3年7月1日付けで、建設業法第12条に基づき解体工事業を廃止した旨の届出があった。
- 14(1) 処分をした年月日 令和3年7月30日
(2) 商号名 株式会社古島組
(3) 代表者名 比嘉康善
(4) 所在地 那覇市古島2丁目25番地3

- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-28)第5732号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち解体工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 令和3年7月2日付けで、建設業法第12条に基づき解体工事業を廃止した旨の届出があった。
- 15(1) 処分をした年月日 令和3年7月30日
(2) 商号名 有限会社寛和工務店
(3) 代表者名 宮城寛
(4) 所在地 沖縄市字知花143番地
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-1)第10684号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち解体工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 令和3年7月6日付けで、建設業法第12条に基づき解体工事業を廃止した旨の届出があった。
- 16(1) 処分をした年月日 令和3年7月30日
(2) 商号名 十黄進ホーム株式会社
(3) 代表者名 渡口尚樹
(4) 所在地 宜野湾市真志喜二丁目16番11号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-1)第12967号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち解体工事業に関する特定建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 令和3年7月6日付けで、建設業法第12条に基づき解体工事業を廃止した旨の届出があった。
- 17(1) 処分をした年月日 令和3年7月30日
(2) 商号名 株式会社呉屋設備
(3) 代表者名 呉屋美香
(4) 所在地 西原町字翁長866番地の1
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-28)第13044号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち解体工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 令和3年7月7日付けで、建設業法第12条に基づき解体工事業を廃止した旨の届出があった。
- 18(1) 処分をした年月日 令和3年7月30日
(2) 商号名 株式会社宮城興業
(3) 代表者名 宮城友祐
(4) 所在地 西原町字与那城40番地
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-1)第13878号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 令和3年7月19日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和4年2月15日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和3年3月5日 沖縄県指令土第153号
 - 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字友寄志良原555番2及び516番のそれぞれの一部
 - 3 公共施設 なし
 - 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 八重瀬町字友寄567番地2 喜屋武ひろみ
 - 5 検査済証番号 令和4年1月17日 第4776号
 - 6 工事完了年月日 令和3年12月15日
-

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和4年2月15日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和3年3月26日 沖縄県指令土第258号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字与根南浜崎原533番5の一部
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字座安276番地 安谷屋恵子
- 5 検査済証番号 令和4年1月18日 第4777号
- 6 工事完了年月日 令和4年1月5日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和4年2月15日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和2年3月23日 沖縄県指令土第151号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字世名城座名地原528番5
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 八重瀬町字大頓1331番地県営大頓団地3-102号 大城久志、八重瀬町字大頓1331番地県営大頓団地3-102号 大城久美子
- 5 検査済証番号 令和4年1月28日 第4778号
- 6 工事完了年月日 令和4年1月14日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和4年2月15日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和3年7月8日 沖縄県指令土第423号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 中城村字泊伊那具原485番4
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 中城村字久場1985番地コーポ久場崎105号 宮城司
- 5 検査済証番号 令和4年2月1日 第4779号
- 6 工事完了年月日 令和4年1月24日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和4年2月15日

沖縄県中部土木事務所長 仲 嶺 智

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和3年7月5日 沖縄県指令中土第489号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 中城村字屋宜降口原97番
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 中城村字伊舎堂39番地コーポ39 202号 知念司
- 5 検査済証番号 令和3年11月24日 C第539号
- 6 工事完了年月日 令和3年11月15日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了した

ので、検査済証を交付した。

令和4年2月15日

沖縄県中部土木事務所長 仲 嶺 智

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和3年4月21日 沖縄県指令中土第413号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 中城村字登又添石袖花原349番8
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 中城村字登又1152番地 屋良聡
- 5 検査済証番号 令和3年12月2日 C第540号
- 6 工事完了年月日 令和3年11月11日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和4年2月15日

沖縄県中部土木事務所長 仲 嶺 智

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和2年1月24日 沖縄県指令中土第207号、令和2年5月11日 沖縄県指令中土第847号（変更）、令和3年11月25日 沖縄県指令中土第2965号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 うるま市字赤道大門原972番51ほか3筆のそれぞれの一部（1工区）
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 那覇市旭町114番地7 沖縄県住宅供給公社 理事長 新垣健一
- 5 検査済証番号 令和3年12月2日 C第541号
- 6 工事完了年月日 令和3年11月25日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和4年2月15日

沖縄県中部土木事務所長 仲 嶺 智

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和2年1月24日 沖縄県指令中土第207号、令和2年5月11日 沖縄県指令中土第847号（変更）、令和3年11月25日 沖縄県指令中土第2965号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 うるま市字赤道大門原972番51ほか3筆のそれぞれの一部
- 3 公共施設の種類、位置及び区域
 - (1) 種類 防火水槽
 - (2) 位置及び区域 次の図のとおり
（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県土木建築部建築指導課において縦覧に供する。）
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 那覇市旭町114番地7 沖縄県住宅供給公社 理事長 新垣健一
- 5 検査済証番号 令和3年12月2日 C第542号
- 6 工事完了年月日 令和3年11月25日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和4年2月15日

沖縄県中部土木事務所長 仲 嶺 智

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和2年11月30日 沖縄県指令中土第996号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 中城村字奥間浜原971番6及び971番9
- 3 公共施設 なし

- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 中城村字久場1985番地コーポ久場崎508号 喜納雅也
- 5 検査済証番号 令和3年12月13日 C第543号
- 6 工事完了年月日 令和3年12月1日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和4年2月15日

沖縄県中部土木事務所長 仲 嶺 智

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和3年2月4日 沖縄県指令中土第133号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 中城村字当間浜原688番
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南風原町字宮平451番地21 比嘉唯賀
- 5 検査済証番号 令和3年12月16日 C第544号
- 6 工事完了年月日 令和3年11月30日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和4年2月15日

沖縄県中部土木事務所長 仲 嶺 智

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和2年9月14日 沖縄県指令中土第929号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 北中城村字荻道後原445番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 北中城村字和仁屋212番地 時田悠志
- 5 検査済証番号 令和3年12月16日 C第545号
- 6 工事完了年月日 令和3年12月7日

病院事業局事項

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける契約の一般競争入札に参加できる者の資格、申請方法等について、次のとおり公告する。

令和4年2月15日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 我那覇 仁

- 1 調達する特定役務の種類 沖縄県病院事業局A重油供給業務
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者とする。
 - (1) 営業年数が令和4年4月1日現在において5年以上であること。
 - (2) 法人にあっては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額が500万円以上であること。
 - (3) 従業員の数が5人以上であること。
 - (4) 沖縄県病院事業局が必要とするA重油の供給に関し直近2事業年度以上の営業実績を有していること。
 - (5) その他の条件については、入札説明書による。
- 3 一般競争入札に参加することができない者 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの
- 4 申請の方法等
 - (1) 申請の方法 この公告による一般競争入札の参加資格（以下「入札参加資格」という。）の登録を申請する者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を直接又は書留郵便により(2)に掲げる場所

に提出するものとする。

ア 一般競争入札参加資格登録申請書

イ 誓約書

ウ 法人にあつては、登記事項証明書

エ 個人にあつては、本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書

オ 直近の貸借対照表、損益計算書その他の財産及び損益の状況を示す書類

カ 入札参加資格の登録を申請する日前の直近2年間の都道府県民税及び事業税に関し滞納がないことを証する書類又は徴収の猶予（地方税法（昭和25年法律第226号）附則第59条第1項に規定するものに限る。）を受けていることを証する書類

キ A重油の供給に関し直近2事業年度の契約実績を証明する書類

ク その他入札説明書に定める書類

(2) 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段、申請書等の提出場所並びに申請に関する問合せ先

ア 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段 イの場所で配付又は沖縄県病院事業局ホームページから様式をダウンロードして入手すること。

イ 申請書等の提出場所及び申請に関する問合せ先 沖縄県病院事業局病院事業経営課経営改善班 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号（沖縄県庁4階） 電話番号098-866-2636

(3) 申請書等の受付期間 この公告の日から令和4年3月18日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時までとする。

(4) 申請書等に使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

5 入札参加資格の審査結果 直接又は郵送により通知する。

6 入札参加資格の有効期間 入札参加資格を付与された日から令和5年3月31日（金曜日）までとする。

7 入札参加資格に係る登録事項の変更 入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、資格申請事項変更届を提出しなければならない。

(1) 商号又は名称

(2) 住所又は所在地

(3) 氏名（法人にあつては、代表者の氏名）

(4) 使用印鑑

(5) 法人にあつては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額

(6) 電話番号

8 入札参加資格の取消し等

(1) 入札参加資格の取消し等 入札参加資格を有する者が、3に掲げる者に該当するに至つた場合においては、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があつた後、県が定める期間は競争入札に参加させない。

(2) 入札参加資格の取消しの通知 入札参加資格を取り消したときは、当該取り消された入札参加資格を有していた者にその旨を通知する。

9 入札参加資格の適用範囲 この公告で定める入札参加資格は、沖縄県病院事業局が実施する沖縄県病院事業局A重油供給業務に係る一般競争入札に限り、適用する。

沖縄県が発注する特定役務の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

令和4年2月15日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 我那覇 仁

1 入札に付する事項

(1) 調達する特定役務の名称及び数量 沖縄県病院事業局A重油供給業務 1,243,000リットル（予定）

- (2) 調達する特定役務の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期間 令和4年4月2日から同年6月30日まで
- 2 入札に参加する者に必要な資格及び資格に関する文書を入手するための手段
 - (1) 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件の全てを満たすものであること。
 - ア 令和4年2月15日付け沖縄県公報定期第5007号掲載の特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告による沖縄県病院事業局A重油供給業務に係る入札参加資格を有すると認められた者
 - イ 沖縄本島内に事業所を有する者
 - (2) 資格に関する文書を入手するための手段 3(2)の場所で配付又は沖縄県病院事業局ホームページから様式をダウンロードして入手すること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所
 - (1) 時期 この公告の日から令和4年3月18日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
 - (2) 場所 沖縄県病院事業局病院事業経営課 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号（沖縄県庁4階） 電話番号098-866-2636
- 4 契約条項を示す期間及び場所
 - (1) 期間 この公告の日から令和4年3月18日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
 - (2) 場所 3(2)の場所
- 5 入札執行の日時及び場所
 - (1) 日時 令和4年4月1日（金曜日）午後2時
 - (2) 場所 沖縄県庁2階労働委員会会議室 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 6 入札保証金 見積る契約金額（単価契約にあつては、入札金額に当該入札に係る予定数量を乗じて得た額の総額に相当する金額に消費税及び地方消費税の額を加算して得た額）の100分の5以上の金額を令和4年3月25日（金曜日）午後5時までに3(2)の場所に納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
 - (1) 保険会社との間に沖縄県病院事業管理者病院事業局長を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
 - (2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合
- 7 入札の無効 次の入札は、無効とする。
 - (1) 入札参加資格のない者がした入札
 - (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
 - (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
 - (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
 - (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
 - (6) 入札条件に違反した入札
 - (7) 連合その他不正の行為があつた入札
 - (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札
- 8 入札説明書及び仕様書の交付
 - (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 この公告の日から令和4年3月18日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
 - (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 3(2)の場所
- 9 落札者の決定の方法
 - (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
 - (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを

引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

10 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地

- (1) 名称 沖縄県病院事業局病院事業経営課
- (2) 所在地 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号

11 契約の手續において使用する言語及び通貨

- (1) 言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨

12 その他必要な事項

- (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、5(1)の日時に5(2)の場所に持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
- (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
 - ア 期限 令和4年3月31日(木曜日)午後5時まで
 - イ 方法 簡易書留郵便により3(2)の場所に提出すること。
- (3) 最低制限価格 設定しない。
- (4) その他 詳細は、入札説明書による。

13 Summary

- (1) JOB
Okinawa Prefectural Hospital Bureau Supplying The A heavy oil For April, May, June
- (2) PERIOD OF CONTRACT
April 2, 2022 to June 30, 2022
- (3) DATE FOR BID
April 1, 2022 2:00 p.m.
- (4) CONTACT
Hospital Operations Management Division Hospital Bureau Okinawa Prefectural Government
1-2-2 Izumizaki, Naha City, Okinawa, 900-8570 JAPAN
Phone : 098-866-2636

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和4年2月15日

沖縄県立南部医療センター・こども医療センター院長 和 氣 亨

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 超電導MRI装置 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県立南部医療センター・こども医療センター総務課 南風原町字新川118番地1
- 3 落札者を決定した日 令和3年12月24日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社沖縄メディコ 浦添市勢理客三丁目3番11号
- 5 落札金額 121,000,000円
- 6 契約の相手方を決定した手續 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 令和3年11月12日

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 株式会社 アント出版 〒903-0804 那覇市首里石嶺町4丁目291番地1
---	---